## 市ケ谷出版社発行

## 令和6年度版(2024年度版)

## 「2級建築施工管理技士 第一次検定・第二次検定 出題分類別問題集」

本書に下記のとおり記載内容の誤りがありました。ここに訂正致します。

「建設業法」の「建設業法の許可」の下請代金の総額が改正されていますので、下記の とおり訂正いたします。

大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありません。 市ケ谷出版社・著者一同

頁	誤	正
214	1	
	(1)下請代金の総額が 4,000 万円の下請	(1)下請代金の総額が 4,500 万円の下請
	契約をすることができない。	契約をすることができない。
	(2)下請代金の総額が 6,000 万円の下請	(2) ·····下請代金の総額が <b>7,000</b> 万円の下請
	契約をすることができない。	契約をすることができない。
215	[解説] 1	
	(1),(2)下請代金の総額が 4,000 万円以	(1),(2)下請代金の総額が 4,500 万円以
	上(建築一式工事は 6,000 万円以上)となる	上(建築一式工事は 7,000 万円以上)となる
	下請契約を	下請契約を
	表 1 特定建設業と一般建設業の比較	
	特定建設業:4,000万円以上,	特定建設業:4,500 万円以上,
	建設工事業 6,000 万円以上	建設工事業 7,000 万円以上
	一般建設業:4,000万円未満,	一般建設業: <b>4,500</b> 万円未満,
	建設工事業 6,000 万円未満	建設工事業 7,000 万円未満
219	[解説] 8	
	(1)請負代金の額が 3,500 万円以上 (建	(1) ······請負代金の額が <b>4,000</b> 万円以上(建
	築一式工事では 7,000 万円以上)の工事現場	築一式工事では 8,000 万円以上) の工事現場
	に選任の者でなければならない。主	に <b>専任</b> の者でなければならない。主
	任技術者は、選任でなくてもよい。	任技術者は、 <b>専任で</b> なくてもよい。
220	3	
	(1)特定建設業者は, 6,500 万円の下請契	(1)特定建設業者は, 7,500 万円の下請契
	約を締結して	約を締結して
	(3) 請負代金の額が 7,000 万円の共同住宅の	(3) 請負代金の額が 8,000 万円の共同住宅の
	建築一式工事を	建築一式工事を
221	正解とワンポイント解説	
		2
	(1)工事代金が、4,000 万円以上(建築一	(1)······工事代金が, <b>4,500</b> 万円以上 (建築一
	式工事では 6,000 万円以上)となる	式工事では 7,000 万円以上)となる
		3
	(1) 6,000 万円以上の下請契約を	(1) <b>7,000</b> 万円以上の下請契約を
238	16	
	(2)幅が、自動車の幅を超えるものを積載	(2)幅が、自動車の車体の左右から自動
	する場合	車幅の 1/10 を超えるものを積載する場合
259	解説・解答 1	
	3.①全文	3.①断熱材吹付が,外壁の押出成形セメント
		板工事前に行われるはずがないので, 完了時
		期が不適当な差御名は、断熱材吹付である。